

団体 生命 共済

団体生命が変わります!

- 募集締切日 (健康確認日) 2009年3月31日
- 効力発効日 2009年7月1日
- 提出先 各単組(所属の組合)

共済契約期間 2009年7月1日⇒2010年6月末日



全日本自治団体労働組合
北海道本部
〒060-0806 札幌市北区
北6西7北海道自治労会館
電 話 011-747-3211
FAX 011-700-2053
編集・発行 谷川 広美

病気・ケガのときは 日帰り入院から給付対象に



制度改定 4つのポイント

- 1 病気入院共済金は1日以上1日目からお支払いします**
- 2 傷害入院共済金も1日以上1日目からお支払いします**
- 3 傷病諸費用特約を新設し、従来の「疾病障害見舞共済金」の保障内容に加え、肝硬変・慢性膵炎に「疾病診断共済金」をお支払いします。**
- 4 「型」「コース」の名称が変わります**

- 病気による入院の場合、1回の入院につき、初日から180日分を限度としてお支払いします。
①成人病入院共済金は従来通り連続した5日以上入院について5日目から360日分を限度にお支払いします。
②病気による退院後通院共済金は、従来通り連続した5日以上入院を伴う場合にお支払いします。
- 不慮の事故による入院の場合、1回の入院につき、初日から180日分を限度としてお支払いします。なお、不慮の事故による通院の取り扱いは次の通りとします。
① **傷害入院共済金がお支払われる入院を伴う通院**
③ 1事故につき5日以上継続入院がある場合
傷害入院の入院前通院および退院後180日以内の通院に対して1日目から60日分を限度にお支払いします。
④ 1事故につき入院が5日未満の場合
傷害入院の入院前通院および退院後180日以内の通院に対して1日目から30日分を限度にお支払いします。
② **入院を伴わない通院**
従来通り、事故日から180日以内の期間中の5日以上通院に対し、初日から30日分を限度としてお支払いします。
- ①心臓ペースメーカーの装着、②人工透析療法の開始、③人工肛門造設に、「傷病障害共済金」として50万円をお支払いします。
● 上記に加え、④肝硬変、⑤慢性膵炎と初めて診断されたとき、「疾病診断共済金」として50万円をお支払いします。
● 上記特約における保障を続柄および年齢にかかわらず、医療保障に一律50万円を付帯します。
- 全国統一の「型名」「コース名」とします。これにより、従来の型・コース名が変わる場合があります。
● 単組によっては、「保障内容と掛金」が変わる場合がありますので、ご注意ください。

自治労共済特集
団体生命共済
7/1募集について

生命保障 医療保障

払いすぎ?!

自治労の団体生命共済に加入して 可処分所得の有効活用を!

あなたの毎月の保険掛金・保障 チェックしてみよう

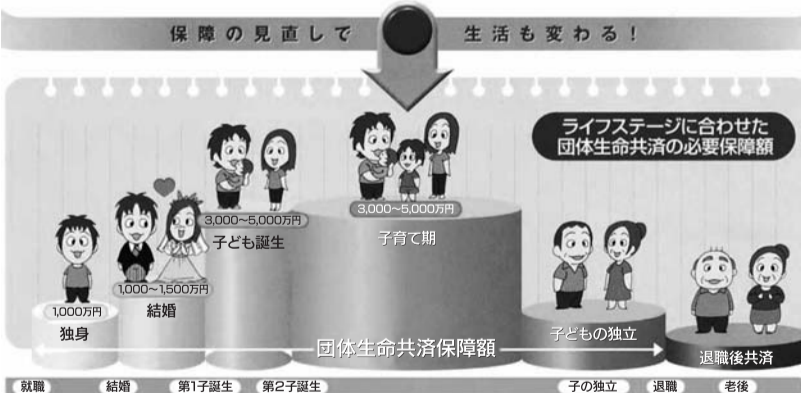
病気死亡	万円
事故死亡	万円
病気入院	()日目から 円
ケガ入院	()日目から 円
手術	万円
退院後通院	円
掛金 (A)	円

たとえば 自治労団体生命共済 なら

病気死亡	2,000	万円
事故死亡	4,000	万円
病気入院	1日目から 10,000	円
ケガ入院	1日目から 10,000	円
手術	10・20・40	万円
退院後通院	5,000	円
掛金 (B)	7,520	円

※詳細は、制度改定4つのポイントの②、③、④をご参照下さい。

本人(40歳まで)新団生K型+医療保障10コースに加入した場合



保障の見直しで、生活も変わる。ご自分の年齢に合わせた掛金で計算してみましょう。

現在の保険掛金 (A) - 自治労団体生命共済 (B) = ☆可処分所得 円

ご家族が加入している掛金も含めると、可処分所得がグッと増えます。

可処分所得って?

可処分所得とは、収入から社会保険料や所得税、ローンの支払いなどももろもろの経費を差し引いたあとに残る「自由に使えるお金」のことです。万が一に備えるための生命保険や医療保障。同じような保障で二重三重に保険に加入していませんか?この機会に自治労の団体生命共済に切り替えて可処分所得を増しましょう。貯蓄などで、ライフステージに合わせて有効活用できます。

自治労共済からのお願い



継続帳票(加入・変更申込書)のご提出をお願いします

団体生命共済の制度改定に伴い、新しい団体生命共済への加入意思を確認するため、発効月の募集時に、加入者全員に申込書をお渡しします。申込書にはメニュー変更後の型(契約)を打ち出しますので、打ち出し内容どおりで継続する場合も、押印のうえ、ご提出をお願いします。

※継続・新規募集の記入方法・締め切り等については、加入単組へご確認ください。

○ 記入例

要提出 団体生命共済・長期共済・親子共済 加入・変更申込書

申込書記入日と申請区分は必ず記入して下さい

必ず押印して下さい

子ども 契約されている方へ

死亡保障400万円契約の選択について

新団体生命共済(2009年7月実施予定)実施にむけ、規約体系・運用基準の整備をはかるなかで、子ども契約・25歳以上となる子の共済契約の更新の特例を廃止することとなりました。これを受けて、告知準非通常契約者についても全労済に移行可能とするため、新団体生命共済(2009年7月実施)子ども死亡保障の最低型について400万円型にすることを検討いたしました。

※上記内容につきましては、道支部発文第58号、第2回業務担当者会議(11月25日開催)にて周知。

こくみん共済へ移行できる

条件と制度

団体生命共済のおさまの契約は、組合員本人・配偶者に比べても割安な掛金で、しかも充実した保障。でも将来、加入要件から外れると保障がなくなってしまうのでは?と心配される方もいらっしゃるかと思います。

団体生命共済の死亡保障額400万円以上*の型に2年以上加入・増額されれば、契約終了時に健康状態にかかわらず、有告知・無審査で全労済の「こくみん共済」へ移行ができます。

*保障額は死亡共済金の共済金額です。災害死亡共済金等ではありませんのでご注意ください。

*満15歳以下で加入要件から外れてしまった場合は、保障額200万円以上の型に2年以上加入していたことを条件に、こくみん共済「キッズタイプ」のみ加入いただけます。

「こくみん共済」への移行の条件

お子さんの団体生命共済の共済契約について、共済契約が終了する理由が、次のいずれかの場合

- ① 25歳になり 団体生命共済子ども契約を継続できなくなった場合
- ② 結婚または同一生計から外れ、団体生命共済子ども契約を継続できなくなった場合
- ③ 本人契約の満了や退職に伴って 団体生命共済子ども契約が継続できなくなった場合

団体生命共済の共済契約が終了する翌月1日の満年齢	終了する団体生命共済の子ども契約の条件
満16歳以上 ～満25歳以下	死亡保障 400万円以上の型に 2年以上加入
満16歳以上 ～満25歳以下	死亡保障 600万円以上の型に 2年以上加入
満16歳以上 ～満25歳以下	死亡保障 800万円以上の型に 2年以上加入
満15歳以下	死亡保障 200万円以上の型に 2年以上加入
上記以外の場合	

移行できる制度	保障区分	保障額	月払掛金
こくみん共済 総合タイプ	死亡保障	400万円	1,800円
	病気入院日額	1,500円	
こくみん共済 総合タイプ+ 総合プラス	死亡保障	600万円	2,700円
	病気入院日額	2,250円	
こくみん共済 総合2倍タイプ	死亡保障	800万円	3,600円
	病気入院日額	3,500円	
こくみん共済 キッズタイプ	死亡保障	200万円	900円
	病気入院日額	5,000円	
移行はできません			

◎保障内容の詳細は全労済のこくみん共済パンフレット等でご確認ください。
◎上記以外の「こくみん共済」については、移行対象制度とはなりませんのでご注意ください。

団体生命共済制度改定に伴う経過措置

団体生命共済の制度改定に伴い、2009年7月から2010年6月までの間、次の経過措置があります。

▶ 経過措置における移行の条件

- ① 共済契約者の退職または子どもの被共済者要件を喪失(就職、25歳到達等)にともない団生子ども契約を解約せざるを得ない方。
- ② 移行日現在の満年齢が16歳～25歳までの方。
- ③ 団生子ども契約に加入して2年以上経過している方。

▶ 移行できる制度

健康状態にかかわらず、「こくみん共済『総合タイプ』」のみに移行加入できます。

※ただし、「こくみん共済『総合タイプ』」に加入することで保障額が増額となる部分や新たに付帯される保障部分については新規扱いとなり、共済金支払いの際に支払い対象外となる場合があります。